

# 一般社団法人水難学会指導員規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人水難学会（以下本会という）がういてまてを中心とする水難学の進歩と普及を図り、これを通じて水の事故予防を図り、水に親しむ社会の発展に寄与する指導員に関する基準を定め、その資質の保持と向上を図ることを目的とする。

### (指導員の認定)

第2条 この規則による指導員認定試験（以下認定試験という）に合格し、本会に登録することにより、本会会長名で指導員に認定される。

### (指導員の種別)

第3条 指導員の資格は次の2種とする。

- 一 指導員（プール）
- 二 指導員（海）

### (指導員の資質の基本基準)

第4条 指導員は、20歳以上の本会会員で、常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに、ういてまておよびその指導について、指導員の種別により次の資質を有する。

#### 一 指導員（プール）

ういてまての指導に関する基礎知識および技能を有し、本会が主催しない、プールにおけるういてまて講習会の指導ができる。また、本会が主催する普及講習会においてういてまての指導補助ができる。

#### 二 指導員（海）

自然水域のういてまてに関する専門的知識・技能・指導力およびその応用力を有し、本会が主催しない、海におけるういてまて講習会で指導ができる。

### (指導員の任務)

第5条 指導員は、指導員規則第1条の主旨に則り、本会あるいは、公共団体もしくは、その機関または、民間団体等が主催または主管するういてまて講習会もしくは水の安全に関する事業において、指導の任にあたる。

2 指導員が前条の規定により指導を行った場合、別に定める様式により、遅滞なく、会長に対して結果報告書を提出する。

3 指導員が行った講習会において事故等が発生した場合は、軽微なものであっても必ず別に定める様式により、速やかに、会長に対して報告書を提出する。

### (統括指導員)

第6条 会長は、指導員の中から統括指導員を任命することができる。

2 統括指導員は、本会主催の講習会を管理し、指導にあたる。

### (広域指導員)

第7条 会長は、指導員の中から、別に定める地区ごとに広域指導員を任命することができる。

2 広域指導員は、各地区における指導員の養成にあたる。また、各地区における水難学会主催の講習会で指導ができる。

(国際指導員)

第8条 会長は、指導員の中から、国際指導員を任命することができる。

2 国際指導員は、国外における本会主催の講習会を管理し、指導にあたる。

## 第2章 認定試験

(認定試験の種類)

第9条 認定試験は指導員の種別ごとに行う。

(認定試験の内容)

第10条 認定試験は、学科試験及び実技試験とする。

(受験資格)

第11条 受験資格は指導員の種別ごとに定める。

一 指導員（プール）

(1) 満20歳以上の者（認定試験当日現在とする）で、次の条件を満たした者。

①各種団体が実施している3時間以上の心肺蘇生法講習会または同等以上の講習会を受講し、認定当日現在にその修了証が有効である者。

②本会会員であること。

(2) (1)に該当する者のうち、指導員養成講習会（プール）を受講した者。

二 指導員（海）

(1) 指導員（プール）であること。

(2) (1)に該当する者のうち、指導員養成講習会（海）を受講した者。

(認定試験の実施)

第12条 認定試験は、本会が設置する指導員認定試験委員会が実施する。

(認定証の授与)

第13条 認定試験合格者には、本会より認定証が認定試験委員を通じて授与される。

(認定証の有効期間)

第14条 認定証の有効期間は、毎年4月1日を起点とする2年とする。

(認定証の更新・およびその要件)

第15条 認定証の更新は2年ごとに本会会長に申請して行う。

2 認定証更新の要件を充たす指導員には、認定証を更新する。

3 認定証更新の要件は、ういてまで指導や研修会参加、学会発表など本会の目的に添った活動を行った実績が2年で2回以上あることとする。

(認定料)

第16条 認定料は新規7,000円、更新2,000円とし、いかなる理由があろうとも返却しない。

2 更新の認定料は、毎年1,000円を会費とともに納入する。

(認定証の効力の喪失)

第17条 次の各項のいずれかに該当する者は、その認定証の効力を失う。

- 一 認定試験合格者がその合格発表後1ヶ月以内に登録申請をしなかった場合。
- 二 認定更新をしなかった場合。
- 三 指導員としての名誉をきずつけた場合。

(資格の停止)

第18条 本会会長は、次の各項のいずれかに該当する者の指導員資格の停止処分を行うことができる。

- 一 認定期間内において、認定料を期日まで納入しなかった場合。
- 二 その他、会長が相当と認める場合。

付則

1. 本規則は、理事会承認を経て、平成23年6月11日から施行する。
2. 本規則は、理事会承認を経て、平成24年6月9日から施行する。
3. 本規則は、理事会承認を経て、平成26年6月14日から施行する。